

専門委員会設置運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）定款第28条第1項2号の規定に基づき、設置する専門委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、別に定めがあるもののほか、理事長の諮問に応じ、その担当事務について調査審議し、その結果を理事長に報告することを任務とする。

(設置及び種類)

第3条 定款第4条に規定する事業に必要な委員会は、理事会の議決により設置するものとする。ただし、入退会審査委員会と倫理委員会は三役をもって充てる。

2 前項により定める委員会の種類は、次のとおりとする。

(1) 組織委員会

組織拡充に関する諸活動並びに表彰・懲戒関連業務

(2) 業務適正委員会

消費者保護及び調査業の倫理一般並びに苦情処理活動

(3) 教育研修委員会

研修会の充実強化並びに、業務に関する知識の習得

(4) 総務委員会

本協会の運営の円滑化を図るための諸活動

(5) 広報企画委員会

本協会に係わる広報諸活動

(6) 入退会審査委員会

会員の入退会を審査—入退会申請審議

(7) 事業推進委員会

本協会に寄せられた調査業務の処理

(8) 法務委員会

探偵業法及び関係法令の遵守と啓蒙啓発活動に関すること

(9) 倫理委員会

会員の調査業務遂行における倫理一般並びに苦情処理活動、退会勧告

- 3 前項に定める委員会の他、定款第4条に規定する事業を達成するため、必要と認める委員会の設置については、理事会の議決を得て設置することができる。
- 4 委員会の改廃を必要と認める場合は、理事会の議決を得て改廃することができる。

(構成)

第4条 委員会は、それぞれ10名以内の委員をもって構成する。

- 2 各委員会の委員の内1名を委員長とし、2名以内を副委員長とする。

(委嘱)

第5条 委員長、副委員長は、担当事務に関して専門的知識又は経験を有すると認められる者の中から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

- 2 委員（委員長、副委員長を除く）は、担当事務に関して専門的知識又は経験を有すると認められる者の中から、理事長が委嘱する。

(委員長の職務等)

第6条 委員長は、理事長の承認を得て委員会を招集し、委員会の運営に当たる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する順位に従い、その職務を代行する。

(定足数及び議決)

第7条 委員会は、原則その構成員の過半数（委任状含む）の出席がなければ、開催することができない。

- 2 委員会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、協会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(運 営)

第9条 委員会の組織及び運営は、理事長の承認を経て、委員長が定める。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、本協会の事務局において行う。

(効 力)

第11条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

(細 則)

第11条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が定める。

2 この規程に定める委員会と、目的及び構成並びに機能等が委員会と同等又は類似等と認められる機関又は組織の設置・運営等については、名称の如何を問わず、本規程を準用する。

附 則

1	平成30年	4月	1日	施行	平成30年	3月	14日	理事会承認
---	-------	----	----	----	-------	----	-----	-------